

開会 午前 9時00分

◎開 会

○議長（藺田靖邦君） ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、令和2年第2回川根本町議会定例会を開会します。



◎開 議

○議長（藺田靖邦君） これから本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（藺田靖邦君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

今期定例会に説明員として町長以下関係者が出席しておりますので、御了承ください。



◎諸般の報告

○議長（藺田靖邦君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

5月28日、町長から第2回定例会の招集告示をした旨、通知がありました。

今期定例会は、お手元に配付のとおり、諮問2件、報告2件、承認9件、議案7件が町長から提出されております。

次に、監査委員から例月出納検査の結果について報告がありました。

内容につきましては、お手元に配付のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。



◎行政報告

○議長（藺田靖邦君） 今期定例会招集に当たり、町長から行政報告を兼ねまして御挨拶があります。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 皆さん、おはようございます。

今、世の中は大変大きな転換期に来ているなという感じがいたします。特に新型コロナウイルスの関係につきましては、当町でも無関係ではございませんでした。大変いろんな交付金の関係もございまして、対応をさせていただきました。ほぼ行政といたしましては、順調に推移をしたというふうに思っておりますけれども、職員の皆様も一生懸命頑張っていたということで、報告をさせていただきたいというふうに思っております。

その関連もございまして、多くの専決の事項がございましたけれども、処理をさせていただきました。これにつきましては、先般も御説明を申し上げましたけれども、これから後にも説明する機会があるというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

なお、本日は大変多くの議案を提出させていただきました。よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げまして、冒頭の挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（藺田靖邦君） 御苦労さまでした。

---

◇

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（藺田靖邦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、11番、中野暉君、1番、中原緑君を指名します。

---

◇

◎日程第2 会期の決定

○議長（藺田靖邦君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月25日までの23日間にしたいと思います。

御異議はありますか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月25日までの23日間に決定しました。

---

◇

◎日程第3 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

◎日程第4 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（藺田靖邦君） 日程第3、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について及び日程第4、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦についてを一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、諮問第1号並びに諮問第2号です。

人権擁護委員候補者の推薦につきまして、議会の意見を求めることにつきまして、一括して提案理由の説明をさせていただきます。

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱されるものでありますが、その候補者につきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市町村長が議会の意見を聞いて推薦をすることとされています。当町の人権擁護委員4名のうちの2名が、令和2年9月30日をもって任期満了となることから、新たに中村弘司氏と森下紹子氏の両名を推薦したく、お諮りをするものであります。

中村氏は、昭和29年1月21日生まれの66歳、町議会議員をはじめ、町教育委員、自治会長などを経験されており、その温厚で誠実な性格により、地域の皆さんの信頼も厚く、人権擁護委員として適任と考えているところであります。

なお、森下氏は、昭和32年9月25日生まれの62歳、昭和56年より小学校教員として勤務をされ、退職後は小・中学校の非常勤講師や児童クラブ支援員などを経験されており、その温厚で誠実な性格により、多くの方々からの信頼も厚く、人権擁護委員として適任と考えます。

どうぞよろしく御審議の上、御同意を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明に代えさせていただきます。

○議長（藺田靖邦君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第5 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について（令和元年度  
川根本町一般会計予算）

○議長（藺田靖邦君） 日程第5、報告第1号、繰越明許費繰越計算書について（令和元年度川根本町一般会計予算）を議題とします。

町長から報告を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、報告第1号です。報告第1号は、本年3月定例会におきまして御承認をいただきました令和元年度一般会計繰越明許費について、繰越計算書のとおり確定したので報告をするものであります。

繰越明許費繰越計算書を御覧ください。

第6款農林水産業費、第1項農業費は、産地パワーアップ事業補助金8億8,400万円を繰越しするものであり、同事業の財源は、その全額が県の補助金であります。

第6款農林水産業費、第2項林業費は、全部で3事業あり、翌年度繰越額の合計が7,091万1,000円であります。今回の繰越事業は資料のとおりであります。いずれも林道費に関わる事業であります。なお、本年3月定例会におきまして御承認をいただきました林道蕎麦粒線改良工事につきましては、年度内に完了したため繰越しとはなりません。

第8款土木費です。第2項道路橋梁費は、町道高郷上長尾線開設工事調査設計業務委託料で、翌年度繰越額687万5,000円であります。

第8款土木費です。第3項河川費は、普通河川西沢改良工事用地調査業務委託料で、翌年度繰越額50万円であります。

第11款災害復旧費、第1項農林水産施設災害復旧費は、林道千頭嶺線災害復旧工事で、翌年度繰越額600万円であります。

以上、全7事業、繰越総額9億6,828万6,000円が繰越事業となりました。

以上、一般会計の繰越明許費について御報告に代えさせていただきます。

○議長（藺田靖邦君） これで報告は終わりました。

本件は、地方自治法施行令第146条第2項の規定により町長が議会へ報告するものです。



◎日程第6 報告第2号 繰越明許費繰越計算書について（令和元年度  
川根本町簡易水道事業特別会計予算）

○議長（藺田靖邦君） 日程第6、報告第2号、繰越明許費繰越計算書について（令和元年度川根本町簡易水道事業特別会計予算）を議題とします。

町長から報告を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 報告第2号です。報告第2号は、本年3月定例会におきまして御承認をいただきました令和元年度簡易水道事業特別会計繰越明許費について、繰越計算書のとおり確定したので報告をするものであります。

繰越明許費繰越計算書を御覧ください。

第2款水道事業費、第1項水道管理費において、本川根南部簡易水道導水管布設替工事（林道寸又線）で翌年度繰越額195万6,000円あります。

以上、簡易水道事業特別会計の繰越明許費について御報告に代えさせていただきます。

○議長（藺田靖邦君） これで報告は終わりました。

本件は、地方自治法施行令第146条第2項の規定により町長が議会へ報告するものです。



◎日程第7 承認第1号 専決処分した事件の承認について（川根本町

**税条例等の一部を改正する条例について**

○議長（藺田靖邦君） 日程第7、承認第1号、専決処分した事件の承認について（川根本町税条例等の一部を改正する条例について）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 承認第1号です。承認第1号、町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について、説明をさせていただきます。

地方税法等の一部を改正する法律が本年3月31日に公布され、併せて地方税法施行令についても一部改正が行われました。この法令の一部改正を受け、川根本町税条例を改正し、令和2年4月1日から施行する必要から専決処分をしたものであります。

以上、御承認賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明に代えさせていただきます。

○議長（藺田靖邦君） 以上で提案理由の説明を終わります。



**◎日程第8 承認第2号 専決処分した事件の承認について（川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について）**

○議長（藺田靖邦君） 日程第8、承認第2号、専決処分した事件の承認について（川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、承認第2号です。承認第2号、川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の専決処分について、説明をさせていただきます。

本条例における損害補償の算定基礎となる額は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令に規定される俸給月額や一般職の地方公務員の補償制度等を参考に定められております。

今般、令和元年11月に給与法の一部改正により俸給月額が改正され、補償基礎額と民法の一部を改正する法律により法定利率が改定されることに伴い、障害補償年金前払一時金等が支給された場合における障害補償年金等の支給停止期間等の算定に用いる利率についても本年3月30日に改正されたため、基準政令に準じた本条例の一部を令和2年4月1日の施行に併せて行ったものであります。

以上、よろしく御審議の上、御決議いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（藺田靖邦君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第 9 承認第 3 号 専決処分した事件の承認について（川根本町国民健康保険条例の一部を改正する条例について）

◎日程第 10 承認第 4 号 専決処分した事件の承認について（川根本町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について）

○議長（藺田靖邦君） 日程第 9、承認第 3 号、専決処分した事件の承認について（川根本町国民健康保険条例の一部を改正する条例について）及び日程第 10、承認第 4 号、専決処分した事件の承認について（川根本町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について）を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 承認第 3 号並びに承認第 4 号の説明をさせていただきます。承認第 3 号、川根本町国民健康保険条例の一部を改正する条例及び承認第 4 号、川根本町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について、説明をさせていただきます。

2 件は、いずれも政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において決定をいたしました新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第 2 弾において、国民健康保険及び後期高齢者医療において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する市町村に対し、支給額全額について国が特例的な財政支援を行うとの対策が盛り込まれたことを受け改正するものであります。

また、本年 4 月 21 日に後期高齢者医療を運営する静岡県後期高齢者医療広域連合において、後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例が公布、同日施行されたことから、町としても関係する川根本町国民健康保険条例及び川根本町後期高齢者医療に関する条例を速やかに改正、施行する必要があったため、専決処分をさせていただきました。その承認を求めるものであります。

以上、御承認賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明に代えさせていただきます。

○議長（藺田靖邦君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第 11 承認第 5 号 専決処分した事件の承認について（川根本町税条例の一部を改正する条例について）

○議長（藺田靖邦君） 日程第 11、承認第 5 号、専決処分した事件の承認について（川根本町税条例の一部を改正する条例について）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 承認第5号です。承認第5号、川根本町税条例の一部を改正する条例の専決処分について、説明をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、地方税法等の一部を改正する法律が本年4月30日に公布、直ちに施行され、これに併せて地方税法施行令についても一部改正、施行が行われました。これらの法令の一部改正、施行を受け、川根本町税条例を改正し、直ちに施行する必要があったため、専決処分をしたものであります。

以上、よろしく御審議の上、御了承賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（藺田靖邦君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第12 承認第6号 専決処分した事件の承認について（川根本町一般会計補正予算第1号）

◎日程第13 承認第7号 専決処分した事件の承認について（川根本町一般会計補正予算第2号）

◎日程第14 承認第8号 専決処分した事件の承認について（川根本町一般会計補正予算第3号）

○議長（藺田靖邦君） 日程第12、承認第6号、専決処分した事件の承認について（川根本町一般会計補正予算第1号）、日程第13、承認第7号、専決処分した事件の承認について（川根本町一般会計補正予算第2号）及び日程第14、承認第8号、専決処分した事件の承認について（川根本町一般会計補正予算第3号）を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、承認第6号並びに第7号、第8号を一括して説明をさせていただきます。

承認第6号から第8号まで、令和2年度川根本町一般会計補正予算第1号、第2号、第3号の専決処分した事件を承認いただく案件でございます。

全て新型コロナウイルス感染症対策として編成をした予算でございますので、一括提案をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

第1号、補正につきましては、県が中小企業や小規模事業者向けに実施する経済変動対策貸付制度融資の上乗せ分として、町が利子補給を実施するものであり、歳入歳出予算にそれぞれ140万円を追加するもので、令和2年4月7日付で専決処分をいたしたところであります。

第2号、補正につきましては、一律10万円の特別定額給付金事業が6億7,650万円、児童手当臨時特別給付金事業が733万3,000円、休業要請協力金給付事業が4,000万円、休校措置

に伴う準要保護家庭の食費負担増に対応する臨時就学援助が20万円、その他庁舎等の感染症予防対策経費として100万円、それぞれ予算化するものであり、歳入歳出予算にそれぞれ7億2,503万3,000円を追加するもので、令和2年4月28日付で専決処分をいたしたところであります。

第3号補正につきましては、国の緊急事態宣言の延長を受け県においても措置期間の延長を決定したことから、県外からの来訪者も多い観光地である本町でも同一歩調を取り、休業要請期間を延長し、第2弾の休業要請協力金の支給を決定したもので、歳入歳出予算にそれぞれ4,000万円を追加するもので、令和2年5月7日付で専決処分をしたところであります。

以上、3件の専決処分による補正予算総額は7億6,643万3,000円、財源といたしましては、国県支出金が7億2,363万3,000円、一般財源として財政調整基金繰入金4,280万円となり、専決処分後の歳入歳出予算総額は63億7,943万3,000円となります。

いずれも一刻も早く住民や事業者へ給付金や協力金をお届けしなければならない事案であるとともに、国や県の方針決定を受け、町の方針を速やかに決定しなければならないものがあつたため、専決処分を選択したところであります。

以上、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明に代えさせていただきます。

○議長（藺田靖邦君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第15 承認第9号 専決処分した事件の承認について（川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号）

○議長（藺田靖邦君） 日程第15、承認第9号、専決処分した事件の承認について（川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 承認第9号です。承認第9号、令和2年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号の専決処分した事件を承認していただく案件を説明させていただきます。

本案は、承認第3号、川根本町国民健康保険条例の一部を改正する条例について上程した条例改正に基づき、必要となる新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給に関する予算を補正するものであり、財源は全額県支出金で賄うものであります。

歳入歳出予算にそれぞれ156万円を追加し、専決処分後の歳入歳出予算総額は8億156万円とするもので、令和2年4月30日付で専決処分をさせていただきました。



以上、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明に代えさせていただきます。

○議長（藺田靖邦君） 以上で提案理由の説明を終わります。



**◎日程第16 議案第21号 川根本町印鑑条例の一部を改正する条例  
について**

○議長（藺田靖邦君） 日程第16、議案第21号、川根本町印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第21号です。議案第21号、川根本町印鑑条例の一部を改正する条例について、説明をさせていただきます。

国において、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、印鑑登録証明事務処理要領を一部改正したことを受け、関連する川根本町印鑑条例を改正するものであります。

今回の改正は、印鑑登録資格がなかった成年被後見人に対し、その人権を尊重するとの観点から、所定の申請であれば印鑑登録を可能とするものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（藺田靖邦君） 以上で提案理由の説明を終わります。



**◎日程第17 議案第22号 川根本町職員定数条例の一部を改正する  
条例について**

○議長（藺田靖邦君） 日程第17、議案第22号、川根本町職員定数条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第22号です。議案第22号、川根本町職員定数条例の一部を改正する条例について、説明をさせていただきます。

本改正は、同条例第2条において規定する職員の定数の算定に含まない職員として、休職を命じられた職員及び併任を命じられた職員を新たに規定する改正を行うものであります。

休職を命じられた職員に関しては、その休職期間においては職員の定数の計算に含まないことに加え、当該職員が復職後、職員数が職員の定数を超える間は、定数外とするものであります。

また、併任を命じられた職員に関しては、本年度より藤枝財務事務所館内の4市2町が協定により、税徴収の効率化及び収納率向上を目的として実施する地方税の共同徴収業務において、4市2町がお互いの市、町の徴税吏員を併任する必要がある、この併任職員についても、各構成市町の職員定数条例において、その定員外とする規定を設け対応する必要が生じたことから、今回、本条例の一部を改正するものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（藺田靖邦君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第18 議案第23号 川根本町介護保険条例の一部を改正する  
条例について

○議長（藺田靖邦君） 日程第18、議案第23号、川根本町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第23号です。議案第23号、川根本町介護保険条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をさせていただきます。

この改正は、昨年10月の消費税率引上げに伴う低所得者の介護保険料軽減強化が今年度より完全実施となったため、介護保険法施行令に従い、川根本町介護保険条例の一部を改正し、第1段階から第3段階の方々の保険料について、さらなる軽減を図るものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（藺田靖邦君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第19 議案第24号 工事請負契約の締結について

○議長（藺田靖邦君） 日程第19、議案第24号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第24号です。議案第24号、工事請負契約の締結について、提案理由の説明をさせていただきます。

本案は、令和2年度町単独事業、本川根南部簡易水道青崎配水池新設工事請負契約の議決を求めるものであります。

本工事につきましては、去る5月15日に4社をもって指名競争入札を実施し、株式会社柳澤組が落札し、契約金額6,331万6,000円で工事請負契約を締結しようとするものであります。

工期につきましては、議決の日の翌日から令和3年2月26日を予定しているところであり

ます。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（藺田靖邦君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第20 議案第25号 令和2年度川根本町一般会計補正予算  
(第4号)

○議長（藺田靖邦君） 日程第20、議案第25号、令和2年度川根本町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第25号です。議案第25号、令和2年度川根本町一般会計補正予算（第4号）の概要について説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ1億749万6,000円を追加し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ64億8,692万9,000円としたいものであります。

第2表の地方債補正につきましては、診療施設における診療機器購入に係る過疎対策事業債と病院事業債の更正及び国庫補助事業である昇泉橋塗装工事において、補助金が増額したことに伴う公共事業等債の減額であります。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対策として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金6,643万1,000円の交付を受けることに伴い、茶業振興費、商工業振興費、観光費、災害対策費、小・中学校教育振興費の各科目でそれぞれ対策事業を構成しております。

また、子育て支援費においても、新型コロナウイルス感染症対策事業として、学校休校措置期間の放課後児童クラブ運営経費として181万円を増額、一方、感染症の拡大に伴うやむを得なく中止せざるを得なかった小・中学生の海外研修事業経費、小学5年生の県外体験学習事業経費、海の子・山の子交流事業経費を総額で2,350万1,000円減額をいたしました。

そのほか、主要な事業として、高校を核とした新たな人づくり・人の流れプロジェクトとして新たな地方創生交付金事業が採択され、3,473万2,000円の内示がございました。これにより、当初予算で計上しておりました財源更正を行うとともに、同事業実施の際の必須要件である経費分として249万4,000円を追加計上しております。

また、森林環境譲与税基金事業として地区要望に基づく景観伐採に3,300万円、4月当初にのり面崩壊が発生いたしました林道寸又線の災害復旧経費として2,699万6,000円などが、今回の補正における主なものでございます。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説

明に代えさせていただきます。

○議長（藺田靖邦君） 以上で提案理由の説明を終わります。

---

◇

**◎日程第21 議案第26号 令和2年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）**

○議長（藺田靖邦君） 日程第21、議案第26号、令和2年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第26号です。議案第26号、令和2年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の概要について説明をさせていただきます。

今回の補正は、低所得者保険料軽減に対応するため一般会計繰入金を増額するとともに、保険料を同額減ずるといった財源更正であり、歳入歳出額の増減はございません。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（藺田靖邦君） 以上で提案理由の説明を終わります。

---

◇

**◎日程第22 議案第27号 令和2年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第1号）**

○議長（藺田靖邦君） 日程第22、議案第27号、令和2年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第27号です。議案第27号、令和2年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第1号）の概要について説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ432万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,342万円としたいものであります。

今回の補正の内容は、今までの研修制度を活用し、いやしの里診療所で勤務していただいていた医師について、従前の契約内容では5月末をもって契約満了となるころでありましたが、引き続き勤務が可能となるよう再契約することに合意をいただいたことにより、6月以降の医師派遣経費を増額補正するものであります。

歳入につきましては、診療報酬の増額と一般会計からの繰入金を計上しているところであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明

に代えさせていただきます。

○議長（藺田靖邦君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎散 会

○議長（藺田靖邦君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回の本会議は6月12日午前9時に開会し、議案の質疑、討論、採決を行います。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

散会 午前 9時43分